

北海道告示第10593号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成31年8月26日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成31年4月26日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベストホーム名寄南店
名寄市字徳田249番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西條 代表取締役 西條 敬弘
名寄市西3条南6丁目25番地1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図」(変更前)のとおり

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図」(変更後)のとおり

(イ) 廃棄物保管施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図」(変更前)のとおり

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図」(変更後)のとおり

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社西條	午前9時30分	午後11時00分

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社西條	午前9時30分	午後11時00分
株式会社セブンイレブン・ジャパン	24時間	

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後11時30分まで

(変更後) 24時間

(ウ) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 数 : 出入口3箇所

位置 : 届出書添付図面「施設配置図」(変更前)のとおり

(変更後) 数 : 出入口5箇所

位置 : 届出書添付図面「施設配置図」(変更後)のとおり

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時45分から午後4時00分まで

(変更後) 荷さばき施設① 午前6時00分から午後10時00分
荷さばき施設② 24時間

(4) 変更する年月日

平成31年12月19日

(5) 変更する理由

店舗を1棟増設するため

2 届出年月日

平成31年4月23日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成31年4月26日(金)から平成31年8月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 その他

縦覧については、名寄市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については名寄市へ問い合わせること。